## 令和6年能登半島地震に係る雇用調整助成金の特例措置

		通常制度	令和6年能登半島地震の特例措置	
要領事項	対象事業主	経済上の理由により事業活動を縮小した全 国の事業主	令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由に より事業活動を縮小した全国の事業主 (対象期間初日:令和6年1月1日 ~令和6年6月30日)	令和6年1月11日改正 ※令和6年1月1日以降 に開始した対象期間から 遡及適用
	生産指標要件	最近3か月間の月平均値が前年同期比 10%以上低下 ※事業所設置後1年未満は対象外	最近3か月→最近1か月10%以上低下 ※事業所設置後1年未満も対象	
	雇用量要件	最近3か月間の月平均値が前年同期と比べ 一定規模以上増加していないこと	撤廃	
	計画届	事前の提出が必要	計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、事前に提出されたものとみなす	
	残業相殺	所定外労働があった場合、休業等の実績から相当分を差し引く	4県について撤廃 ※新潟県、富山県、石川県、福井県	令和6年1月23日改正 ※令和6年1月1日以降 に開始した対象期間から 遡及適用
省令事項	支給日数	1年100日、3年150日	3年150日を適用しない 4県について1年300日	
	対象労働者	雇入れ後6か月未満は対象外	雇入れ後6か月未満も対象	
	クーリング要件	過去に雇用調整助成金の支給を受けた対象 期間満了の日の翌日から起算して1年を超 えていること	撤廃	
	助成率	大企業1/2、中小企業2/3	4県の事業所が実施する休業、訓練、出向に ついて、大企業 2/3、中小企業 4/5	
	対象となる休業の規模	大企業 1/15以上、中小企業 1/20以上	4県について 大企業1/30以上、中小企業1/40以上	